

医療法人の承継時の税金を ゼロにする「認定医療法人制度」を ご存知ですか？

(令和8年末までが期限です！)

純資産が多額な医療法人の場合、将来の事業承継で大きな問題に直面することになります。

「経営リスク」と「相続税」の問題です。


認定医療法人制度を活用することにより、将来の事業承継の問題を解決することが可能です。


OUR SERVICES

- 認定医療法人制度活用のご支援
- 予備調査
- 改善支援
- 申請業務
- 定款変更
- 贈与税申告
- モニタリング
- 単純放棄による対策

CONTACT INFO



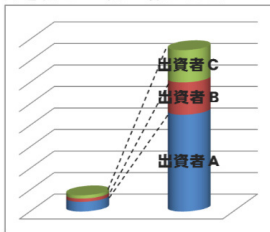
 090-3925-3414

 info@fujisawa-taxaccount.com

○ 純資産が増えた場合の、持分の評価額増加のイメージ

※ 設立時は3,000万円であった持分が、年月を経て50倍に増加したケース

	設立時	現在
出資者A	1,800万円	90,000万円
出資者B	600万円	30,000万円
出資者C	600万円	30,000万円
合計	3,000万円	150,000万円

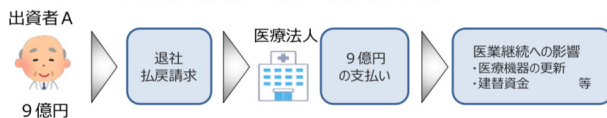


医療法人の経営が順調な場合、 将来の事業承継で2つの問題が 生じます。

- 払戻請求による経営リスク
- 多額の相続税の納税

① 出資者からの持分の払戻請求による課題

持分を有する出資者Aは、退社時に医療法人に対して自己の持分に相当する財産の払戻しを求められます。この場合、医療法人に9億円の支払い義務が生ずることとなり、医療継続への影響が懸念されます。

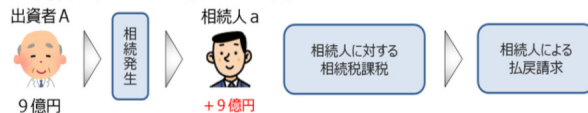


② 持分に関する課税による課題

出資者Aが持分の払戻請求を行わない場合であっても、持分を保有していることにより、以下のように医療法人への影響が生じます。

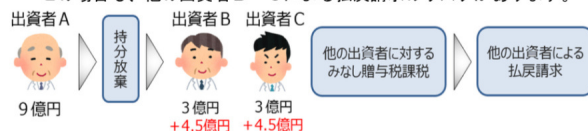
(1) 出資者Aが死亡し、相続が開始した場合

→ 持分の相続により、相続人aに多額の相続税の課税が発生します。この場合、相続人aが納税資金を確保するため、医療法人に対して払戻しを請求することが考えられます。



(2) 出資者Aが持分を放棄した場合

→ (1)の事態を避けるため、出資者Aが事前に持分を放棄した場合には、持分を持つ他の出資者B・Cに贈与税の課税が発生します。この場合も、他の出資者B・Cによる払戻請求のリスクがあります。



(3) すべての出資者が持分を放棄した場合

→ (1)(2)の事態を避けるため、全出資者が持分を放棄した場合には、医療法人に対して贈与があったとみなされ、一定の要件を満たさなければ医療法人が贈与税を支払うこととなります。



厚生労働省HPより

医療法人の事業承継 での問題点

医療法人の経営が順調な場合、当然医療法人の出資持分の評価額は上昇します。これは、医療法人が配当が出来ないことにより、毎年の利益が評価として積み上がっていくことによるものです。

事例の場合、当初3,000万円であった出資が、15億円まで膨れ上がっています。

例えば、出資者は社員の退社により15億円の払戻請求ができますが、法人の現預金が15億円に満たない場合、医療法人の経営に大きな支障が生じます。

また、15億円の出資持分に対して、およそ6億円から8億円の相続税が相続が起こるたびにかかります。

今後も経営が順調な場合、経営リスクや相続税の問題はもっと大きくなっていきます。

藤澤文太税理士事務所
税理士 藤澤文太

090-3925-3414

info@fujisawa-taxaccount.com

Profile

税理士法人FP総合研究所にてクリニックの税務会計顧問を担当し
デロイトトーマツ税理士法人にて上場会社や上場準備会社の税務申告に従事したあと

全国最多の病院、クリニック、介護施設のクライアント数の日本経営ウィル税理士法人にて認定医療法人制度を含む医療法人の事業承継、病院の税務会計顧問に従事

2023年3月に藤澤文太税理士事務所を開設



OUR SERVICES

これまでの経験を生かして、医療法人の事業承継における「経営リスク」と「多額の相続税の納税」について、課題を解決します。



認定医療法人制度の活用

認定医療法人制度を活用して持分なし医療法人へ移行した場合、医療法人に贈与税が課税されることなく、経営リスクと相続税の問題を解決することができます。

ただし、厚生労働大臣の認定を受ける必要があることや、認定を受けるための要件・手続きが煩雑であることに加え、6年間要件を維持しなければ贈与税が課税されます。

要件充足のための改善支援やその後の遡及課税を受けないためのご支援を行います。



単純放棄による解決

どうしても認定医療法人制度の要件を満たすことが出来ない場合や、現状の出資持分の評価額は多額ではないが、将来の経営リスクや相続税の問題を今のうちから対策しておきたい場合、認定医療法人制度よりも簡便な方法で対策する方法をご提案します。

